

令和3年度 埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日時】 令和3年5月25日(火) 13:30～16:00

【場所】 埼玉会館 ラウンジ

【出席者】 委員 長井圭子 委員 諏訪太介 委員 日比圭都 委員
中根玲子 委員 中島礼子 委員 佐藤寿恵 委員
原田篤 委員 菅原京子 委員 三國隆夫 委員
新保正俊 委員 下田裕美 委員 野口由紀子 委員
飛田明彦 委員 高橋宏至 委員 葉石光一 委員
西真琴 委員 比嘉里奈 委員 飯島有紗 委員

事務局 市町村支援部義務教育指導課

八田聡史 課長 村外伊宏 副課長

采澤敬 指導主事 浅川直孝 指導主事

県立学校部特別支援教育課

竹井彰彦 参事兼課長 大澤英俊 指導主事

【欠席者】 委員 福嶋慶治 委員 蘇武伸吾 委員

- 1 開会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 市町村支援部長挨拶
- 4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介
- 5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）
- 6 役員選出
会長に新保正俊委員、副会長に原田篤委員を選出する。
- 7 諮問
 - 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
 - 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、新保正俊会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の諏訪委員、2号委員の菅原委員に
願います。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方について事務局から説明願いたい。

事務局 本日の審議会は、はじめに、先ほど県教育委員会から諮問させていただ
いた内容のうち、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採
択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」御審議いた
だく。なお、今回新しく検定合格した教科書を調査研究した参考資料につ
いてもご審議いただきたい。

その後、「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基
本的考え方について」御審議いただく。本年度は、県立特別支援学校で、
一般図書の採択がある。そのための基本的考え方について、御審議いた
だきたい。

そして本日の最後に、答申をいただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方について何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 続いて、本日協議する諮問事項について事務局から説明願いたい。

事務局 本日御審議いただきたい内容の1点目は、「県教育委員会が市町村教育委員
会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方
について」である。指導、助言又は援助を行うに当たっての「1 全般的事項」
「2 資料の作成」「3 その他」について御審議をお願いしたい。

本日御審議いただきたい内容の2点目は、「県立義務教育諸学校において使
用する教科用図書の採択の基本的考え方について」である。採択に当た
っての「1 基本的な態度」「2 基本となる条件」「3 調査研究の観点」につ
いて御審議をお願いしたい。

会 長 審議事項について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村教育委員会等の
教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方につ
いて」事務局から説明願いたい。

事務局 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条1項に
あるように、県は市町村等に対し毎年「採択基準」を通知し、市町村等の行

う採択について指導、助言又は援助を行う。

昨年度、市町村等に通知した採択基準は資料に示してあり、本年度も作成する予定である。

はじめに「1 全般的事項」は、市町村等で公正かつ適正な採択が行われるように採択基準の通知を作成する際に留意していることである。

まず「1 全般的事項」について審議を願いたい。なお、ガイドラインについても教科書採択の公正性・透明性を高めるために周知徹底が必要であるため「全般的事項（4）」に示してある。

会 長 それでは審議に入る。全般的事項について説明があったが、意見はあるか。

委 員 「1 全般的事項」にある、「教科用図書に十分な調査研究を行い」の調査研究を行う主体について、「関係者がその判断と責任の下」の関係者の範囲について、また、「協議に当たっては」の協議の範囲について教えてほしい。

事務局 調査研究の主体については、国立や私立を含めた市町村教育委員会等を想定して示している。関係者の範囲は、先ほどのような様々な主体に、判断と責任のもと十分な協議をお願いしたい。協議の範囲については、協議の前に行う勉強会なども含めて、教科書の教育上の効果、意義、地域、学校の実態などを考慮していただきたいという趣旨である。

会 長 他に意見はあるか

委 員 （2）で「地域や学校、児童生徒の実態」とあるが、地域が一番最初に記載される理由はなぜか。

事務局 市町村教育委員会では、複数の学校を所管している。教科書は、学校毎に定めるのではなく地域で定めるため、地域を最初に行っている。そして、地域の中の学校、学校の中の児童生徒というように広い範囲のものから狭いものへフォーカスしている。

会 長 他に意見はあるか

委 員 （4）「【ガイドライン】の周知徹底」とあるが、本校でも、職員会議や研修の際に職員へガイドラインとリーフレットを渡して研修を行っている。

令和5年の採択に向けて、引き続き周知徹底が必要と考え、職員を守るという観点からも、引き続き周知していきたいと考えている。

会 長 次に「2 資料の作成」について事務局から説明願いたい。

事務局 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に、同一教科用図書を採択する期間は4年と示されている。

続いて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第

6条では、同一教科用図書の採択の特例が示されており、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなったことから、無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能となる。

また、「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知では、県教育委員会は、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うことと示されている。

県教育委員会は、この国の通知を受け、自由社の「新しい歴史教科書」についての調査研究を行い、調査資料を作成した。別冊資料の「令和3年度使用中学校用教科用図書」の中に、自由社の歴史教科書の調査資料を追加し、これを市町村教育委員会等に参考資料として示すことについて審議を願いたい。

会 長 意見や質問はないか。

委 員 新たに検定合格した自由社の新しい歴史教科書を調査研究したとあるが、具体的にはどのような観点で調査研究したのか補足説明を願いたい。

事務局 本年度、自由社の歴史の教科書が新たに検定を合格したが、令和3年度使用の教科書の調査研究の観点と異なった調査研究を行うと平仄が取れなくなると考えた。昨年度の調査研究と同様に、新学習指導要領解説と検定基準をもとに立てた観点で、事務局が調査研究を行った。その他の発行社の教科書について、修正は行っていない。

事務局 これから、自由社の歴史の教科書の見本本を実際に見ていただきたい。内容を確認した後に、御意見を伺いたい。

また、他の発行社の歴史教科書も用意しているので、比較することも可能である。

事務局 教科書をご覧いただいたが、意見を伺いたい。

委 員 実際の教科書と調査資料を拝見する時間をとってもらい有難い。
調査資料は、公正・中立にその教科書の特徴をまとめることが大切である。令和3年度使用の教科書と、調査研究の観点を同様にすることで、公正性を担保しながら調査資料をまとめていると感じた。それぞれの項目に基づいて調査がしており、分かりやすかった。

会 長 他に意見や質問はないか。

委 員 新しく検定合格した教科書があるということは、新たに採択を行わなければならないということか。

事務局 教科書の採択については、無償措置法第14条及び同法施行令第15条の

規定に基づき、「同一の教科書を4年間採択すること」とされている。これを踏まえると、令和3年度においては、令和2年度と同一の教科書を採択することが原則ということになる。ただし、無償措置法施行令第15条第2項及び無償措置法施行規則第6条第3号の規定により、新たに検定合格した教科書があった場合は「採択することができる」ということであり、今回の場合は、採択替えを行うことも可能であるという規定になっている。実際に採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によることとなる。

会 長 他に意見や質問はないか。

委 員 検定を受けている教科書なので、問題がないというのは前提だとは思いますが、調査資料の内容別ページ数で、(2)の我が国の歴史的背景として、取り上げている世界の歴史のページ数の中で、自由社の現代が0ページとなっている。教科書会社で異なるのは当然だが、これはどのように捉えればよいのか。

事務局 (2)は世界の歴史を中心に構成されたページを数えたものという形になっている。我が国の歴史的背景として取り上げている世界の歴史を中心に構成されたページはないということである。

会 長 他に意見はないか。

(特になし)

会 長 次に、「3 その他」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「3 その他」では、(1)で静ひつな採択環境の確保について、(2)で会議の公開・議事録の公表について、(3)で調査研究に広い視野からの意見を踏まえることについて言及している。このことは、文部科学省の通知でも言及されている。

「静ひつな環境」については、外部からの働き掛けに左右されない、「毅然とした対応を取る」と示されている。

「会議の公開・議事録の公表」については、ガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めることを示している。

「広い視点からの意見の反映」については、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実といった点が示されている。

県教育委員会としては、文部科学省の通知やガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導、助言又は援助を行っていきたいと考えている。

この点について、御審議願いたい。

会 長 審議に入る。意見や質問はないか。

委 員 「会議の公開」を進める上で、今まで県としては、どのような働きかけを

してきたのか、また、今後、「会議の公開」をさらに進めていくための工夫等はあるか

事務局 教科書採択に係るガイドラインやリーフレットを平成28年度から毎年度、継続して市町村教育委員会等に送付し、「静ひつな環境の確保」と「会議の公表・議事録の公表」の両立について周知を図っている。また、採択状況調査の結果についても市町村教育委員会等に示している。このような取組もあり、県内における市町村教育委員会や採択地区協議会の「会議の公開」が進んでいるが、一部非公開の市町村や採択地区もある。今後も、公開している市町村教育委員会等の実施方法や工夫を情報提供しながら、より一層教科書採択の公正性・透明性を高められるように働きかけていく必要があると考えている。

会 長 他に意見や質問はないか

委 員 (3)にある「調査研究の観点」において、「保護者等の意見を踏まえたものであること」と記載されているが、具体的にはどのように調査研究に保護者等の意見を反映させているのか。

事務局 保護者の意見をどのように反映させるかは、採択権者の判断になる。それぞれの地域によって、例えば、学校と地域の運営協議会であるとか、地域のPTAの代表に伺ったりと様々な方法がある。地域の実態に沿って、採択権者のもとで適切な方法を模索していただきたい。

委 員 保護者が、教科書についての調査や意見を聞かれる場面が少ない。周知をもう少し図ることで、よりよい方向につながっていくのではと考える。

事務局 保護者の意見を反映させていくことは、大事であると考えている。市町村教育委員会向けの様々な会議の場を含めて周知していきたいと考えている。

会 長 市町村によっては、保護者に教科書展示会に極力来ていただく機会を設けている。

会 長 他に意見や質問はないか

委 員 教科書は教科用図書の略語かと思われるが、ガイドラインの名前については、教科書のままでよいが、それ以外は教科用図書になっているが、(4)から下が教科書採択になっている。その他の(2)も教科書採択と、教科書と略した言葉になっている。県の様々な資料では、教科用図書と表記されているが、この資料の中の教科書採択のように、教科書という表記もあることが気になった。

事務局 一つの資料の中で、教科書と教科用図書の用語が混じっていると、平仄が

とれないということもあるので、検討したい。

会 長 他に意見や質問はないか

委 員 市町村で独自で採択されている教材があるが、そのような教材の採択の基準や、公正性や透明性に対し、県の教育委員会が特に助言や指導をすることがあるのか。

事務局 本審議会は教科用図書の無償措置法の法令に基づいた選定審議会である。各市町村教育委員会が独自に活用している教材については、この法律の外にあり、本法に基く指導、助言及び援助の対象外と考えている。

会 長 一般的に補助教材として、各学校が各市町村教育委員会に届出をして承認をする形になっている。

会 長 他に意見や質問はあるか

委 員 感想であるが、全体的に読んだときに、主体となる部分が、市町村である部分と県の部分との両方があるので、どちらがどちらに対して留意するのか、援助する際の留意なのか、援助される側の留意なのかなどについて、整理された方が一般的には分かりやすいのではないかと印象を受けた。

会 長 感想ということでよいか。

委 員 よい。

会 長 次に審議内容の諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、県立特別支援学校小学部、中学部でともに一般図書の採択があることから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いするものである。具体的には、「1 基本的な態度」にあるように、法令、県の教育振興基本計画、大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について

また、「2 基本となる条件」にあるように、学習指導を進める点で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について

さらに、「3 調査研究の観点」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて御審議願いたい。

まずは、各特別支援学校の現状について説明する。

事務局 特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「1 基本的な態度」(2)にあるとおり、児童生徒の実態に即

した教科書を採択することが重要となると考える。

特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用されている。

2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。著作教科書は星本とも呼ばれ、☆1から☆4まで分かれている。これは、同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるための措置である。

3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本や図鑑などがこれにあたり毎年度採択がある。知的障害の重い児童生徒が使用するものであり、この他にも視覚障害のある児童等が使用する拡大教科書も一般図書に含まれている。

さらには、「2基本となる条件」(1)にあるように、内容の組織・配列・分量を検討する必要がある。写真や図表などで視覚的に分かりやすく説明されているなど、子供が見て分かる、読んで分かるといった面で適切かどうかということが重要である。脳性麻痺の児童生徒の場合、ページをめくることが困難であるので、内容が見開き1ページにまとまっている必要がある。また、脳性麻痺の児童生徒は、運動障害だけでなく、見ることの難しさを抱えている場合も多々ある。視点が定まらずに、一カ所を注視したり、まっすぐ読んだりすることが困難な場合には、内容の要点が大きな文字でわかりやすく示されていることが重要である。

障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点が、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。

会 長 審議に入る。意見や質問はないか。

委 員 特別支援学校の教科書採択においては、児童生徒の障害の状況や学習課題が大きく異なるため、「実態に即する」という視点が非常に重要だと実感している。本校は、聴覚障害の学校であるが、子供によって検定済教科書、著作本、一般図書と採択を分けている。採択の際には、子供の実態把握も大事であると改めて感じている。

事務局への質問になるが、より一層、実態に即した適切な採択ができるよう、他に気を付けることはあるか。

事務局 実態に即した採択に向けて特に重要なことは、「調査研究の観点」の(2)にあるとおり、学校の特色や児童生徒の実態に加えて、保護者の意見を踏まえたものであることということが、特別支援学校においては重要である。児童生徒の多様な教育的ニーズには、障害の状態や学習のねらいの他、本人や保護者の願いが含まれている。実態把握や教育的ニーズの把握を進める上でも、保護者等の意見を大切に、調査研究の充実を図ることが重要であると考えている。

会 長 他に意見や質問はあるか

委 員 先ほどの調査資料の中で、各教科書の「表記・表現」の欄に、UD フォントを使っている、色覚特性に踏まえている等の記載が割と多くあった。そのことがもう少しきめ細かに伝わるような資料づくりの工夫があった方がよいと思った。

事務局 実際の調査研究にあたっては、各学校あるいは校長による勉強会などを頻繁に行っている。是非、そのような声を参考に、丁寧に進めていきたい。

会 長 この件について、他に意見や質問はあるか

委 員 2 基本となる条件の（2）の中にあるア（ウ）の涵養が「かん養」となっている。学習指導要領では漢字になっているが、ひらがなにする必要はあるのか。

事務局 趣旨としては、分かりやすくなるように、ひらがなで表記をさせていただいている。

会 長 他に意見や質問はあるか

委 員 昨年度県が示した「市町村教育委員会等が教科用図書を選定するに当たっての採択基準」は、市町村教育委員会が教科書採択事務を進める上で大変参考になった。この採択基準は、県の「義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」を参考に、同じ視点で作られているのか。

事務局 「市町村教育委員会等が教科用図書を選定するに当たっての採択基準」は、昨年度の選定審議会において、採択基準を作成する際は、一般的指針となるよう配慮することと答申をいただいた。県の採択の基本的考え方を踏まえ、公正性・透明性の確保を含めて作成している。

会 長 他に意見や質問はあるか

(特になし)

会 長 それでは私の方から申し上げます。

先ほどの委員の意見のとおり、「市町村教育委員会等が教科用図書を選定するに当たっての採択基準」は、一般的指針となるよう、調査の観点や配慮事項がよくまとめられている。この採択基準が、県の「義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」を参考に作成しているのであれば、県の採択の基本的考え方と同じ項目で示した方がよいと考える。

そこで、「2 基本となる条件」を「2 調査研究の観点」にした方が、文言

も統一されて分かり易くなるのではないか。その上で、「3 調査研究の観点」を「3 留意事項」としてはいかがか。

委員 言葉が揃っていると、市町村教育委員会も、判断がしやすくなると思う。県の「義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」と「市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準」が同じ視点で作られていることが、より一層わかりやすくなるようお願いしたい。

会長 それでは、県の「義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」の項目名、「2 基本となる条件」「3 調査研究の観点」を、「2 調査研究の観点」「3 留意事項」としてよいか。

(全員承諾)

会長 項目を統一することとする。

会長 それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休憩】

会長 答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。質問や意見はないか。

(特になし)

会長 この案を答申としてよいか。

(委員異議なし)

会長 それでは、この案を答申として決定する。
慎重審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に答申を手交

10 その他

11 閉 会